

～ご案内～

支える会 セミナー 法定化される「自立支援協議会」って何？

日 時 **平成23年12月10日（土）**
13時30分～16時30分（受付：13時00分～）

場 所 **エル・おおさか**（大阪府立労働センター）6階・大会議室

報 告 （13：30～14：20）

「医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の
地域生活支援方策に係る調査研究事業」について

大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 課長

講 演 （14：30～16：30）

「重症心身障害児者と自立支援協議会」
～安心して暮らせる地域のシステム作りを～

社会福祉法人 高水福祉会
長野県障害者相談支援体制整備推進アドバイザー
福岡 寿氏

●申込み・問合先：支える会・事務局

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28 育徳コミュニティーセンター2F
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556
E-mail： osaka@sasaeru.or.jp

編集後記

澄み切った秋空の下、各地で体育大会・運動会が行われています。

我が重症心身障害児施設でも数時間でしたが実施されました。看護はじめ、介護、リハビリそれぞれスタッフ総出で、各々の体の機能をフルに使い、日々の積み重ねの成果が披露され、とても感動しました。

高度な医療が必要な子ども達にとって、医療があるからこそ生活面に輝きを増すのではないのでしょうか。当たり前の社会生活が出来ずとも、一人ひとりがその人らしく生活し、QOL（生活の質）の豊かさや『生きる力』になると確信します。

重症心身障害の方たちを支援していくなかで、「医療」と「生活の質の豊かさ」を同時に必要とする方々について、障害者制度改革がどう進められていくのか？考えていきたいと思っています。地域で生活している人達にも入所者にも、展望ある制度を願わずにはられません。

編集委員一同

編集・責任者

（事務局）〒545-0021

大阪府大阪市阿倍野区阪南町五―一五―二八

育徳コミュニティーセンター2F

TEL 〇六―六六二四―二五五五

FAX 〇六―六六二四―二五五六

運営委員長 鈴木 祥子

郵便振替口座 〇〇九三〇―九一六九五九八

大阪府重症心身障害児・者を支える会

発行所

大阪身体障害者団体定期刊行物協会

〒530-0054

大阪市北区南森町二―三一―二〇一五〇七

定価 五〇円

（会員の方は会費の中に含まれています）

OTK 支える

No.77

大阪府重症心身障害児・者を支える会
全国重症心身障害児者を守る会
大阪支部

障害者総合福祉法の骨格提言

内閣府の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会が8月30日、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法案」の骨格に関する提言をまとめました。ここには

【1】障害のない市民との平等と公平

【2】谷間や空白の解消

【3】格差の是正

【4】放置できない社会問題の解決

【5】本人のニーズにあった支援サービス

【6】安定した予算の確保

以上6つの目指すべきポイントが挙げられています。日本の障害福祉予算は、国際的な比較ではOECD加盟国中、データのない米国とカナダを除く32ヶ国中18位とのことです。潤沢とは言えないなかで、提言では予算を加盟国の平均水準まで引き上げることも課題に挙げられています。

入所支援については、地域基盤整備10力年戦略等の進展をみて10年後に入所施設の役割や機能等その位置づけを検証する必要があるとなっています。（表Ⅰ参照）

厚生労働省は、平成25年8月までの施行を目指し

三原則を守る会

★決して争ってはいけない 争いの中に弱いものの生きる場はない
★親個人がいかなる主義主張があっても、重症児・者運動に参加する者は党派を超えろこと
★最も弱いものを一人ももれ無く守る

ていますが、どこまで反映されるかしつかりと見守りたいと思います。

新たな制度作りの一方で、7月には共生社会実現に向けた努力を求める「改正障害者基本法」を成立させました。（表Ⅱ参照）

「つなぎ法」成立について

平成23年6月には「障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（つなぎ法案）の基本的な枠組み案が示され、意見募集があり、7月28日、守る会是要望書を提出しました。10月を目途に政省令案が提示され、実施基準については、報酬に影響することから、平成24年度の予算編成過程で検討されます。

この法律では、平成24年4月1日からは、障害児施設は一元化され、重症心身障害児施設は児童福祉法の「医療型障害児入所支援」となります。そして、18歳以上の入所者は自立支援法に基づく障害者サービスによる対応となります。（表Ⅲ参照）

次の頁につづく



このことによつて重症心身障害児施設はどのように変わるのでしょうか？

現重症心身障害児施設は選択肢として、

【1】児童福祉法の障害児施設

【2】障害者サービス施設（療養介護）

【3】障害児施設と障害者サービス施設（療養介護）の併設

以上3つの類型に移行するようになっていきます（5年以内）（表Ⅳ参照）

40年以上も前、生きる権利として重症心身障害児施設は設置され育まれてきました。この役割は多くの親と子の笑顔と涙に象徴されてきました。

今後、地域支援のネットワークが構築され地域生活基盤整備がなされる中で、重症心身障害児施設の果たす役割には大きな期待が寄せられています。

この度、大阪府では「医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等の地域生活支援方策に係る調査研究事業報告書」（大阪府ホームページ参照ください）がまとめられました。「支える会」も参画協力し重症心身障害児者の実態・ニーズ・充実すべき施策を検討してきました。この中で、『重症心身障がい児（者）施設の今後の方向性については、多様な障がい

者のニーズに対応しその医療サービスのノウハウを蓄積している重症心身障がい児（者）施設は、地域生活支援等を行う中核的支援センターとしての機能を担っていただき、大阪府内の重症心身障がい児（者）を支えるセンター・オブ・センターとしての役割を果たす方向で検討していただきたい』と提言しています。

都道府県・市町村行政とともに実現を目指して歩みたいと思います。



（表Ⅰ）

施設入所支援

【表題】施設入所支援

【結論】

○ 施設入所支援については、短期入所、レスパイトを含むセーフティネットとしての機能の明確化を図るとともに、利用者の生活の質を確保するものとする。

○ 国は、地域移行の促進を図りつつ、施設における支援にかかる給付を行うものとする。

○ 国及び地方公共団体は、施設入所者の地域生活への移行を可能にするための地域資源整備の計画を策定し、地域生活のための社会資源の拡充を推進する

○ 施設は入所者に対して、地域移行を目標とする個別支援計画を策定することを基本とし、並行して入所者の生活環境の質的向上を進めつつ、意向に沿った支援を行う。また、相談支援機関と連携し、利用者の意向把握と自己決定（支援付き自己決定も含む）が尊重されるようにする。

○ 施設入所支援については、施設入所に至るプロセスの検証を行いつつ、地域基盤整備10ヵ年戦略終了時に、その位置づけなどについて検証するものとする。

（表Ⅱ）

障害者基本法の一部を改正する法律案の概要（※衆議院における修正を含む）

総 則（公布日施行）

目 的

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 を掲げる

障害者の定義

身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（事物・制度・慣行・観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（社会モデルの観点を反映）

基本原則

- ①地域社会における共生や、②言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保等を新たに掲げる
- 差別等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、現に必要なとしている障害者が存し、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨を規定

施策の基本方針

- ①性別・生活の実態に応じた施策の策定・実施や、②障害者その他の関係者の意見の尊重を規定

基本的施策（公布日施行）

医療・介護等

- 自立のための適切な支援の例示に「保健」を追加
- 身近な場所において医療・介護等が受けられるよう必要な施策を講ずるほか、その人権を十分に尊重しなければならない旨を規定

教育

- 可能な限り障害の有無にかかわらず共に教育を受けられるよう配慮する旨を規定
- 年齢・能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障害者である児童等に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない旨を規定
- 障害者の教育に関し、環境の整備（調査・研究、人材の確保・資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備等）を促進する旨を規定

療 育（新設）

- 障害者である子どもが身近な場所において療育等の支援を受けられるよう必要な施策を実施する旨を規定
- 療育に関する環境の整備の促進（研究・開発・普及の促進、専門的知識・技能を有する職員の育成等）を規定

職業相談等

障害者の多様な就業の機会の確保を規定

公共的施設のバリアフリー化

バリアフリー化の推進が図られるべき交通施設に車両、船舶、航空機等の移動施設が含まれることを明記

情報の利用におけるバリアフリー化等

- 円滑な意思疎通等のために必要な施策の例示として、意思疎通を仲介する者の養成及び派遣を規定
- 災害等の場合における必要な情報の迅速・的確な伝達を規定

など

相談等

- 障害者の意思決定の支援への配慮を規定
- 障害者・家族等からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、支援（障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等）を適切に行う旨を規定

文化的諸条件の整備等

「文化」という表現を「文化芸術」に改める

防災・防犯（新設）

障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、防災・防犯に係る必要な施策を実施する旨を規定

消費者としての障害者の保護（新設）

障害者の消費者としての利益の擁護・増進が図られるようにするため、適切な方法による情報提供等を実施する旨を規定（事業者については情報提供等の努力義務）

選挙等における配慮（新設）

障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設・設備の整備等を実施する旨を規定

司法手続における配慮等（新設）

障害者が権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等を実施する旨を規定

国際協力（新設）

国際的協調の下に施策を推進するため、外国政府・国際機関等との情報交換等を実施する旨を規定

障害者政策委員会等（公布日から1年以内に施行）

障害者政策委員会（中央障害者施策推進協議会を改組）

所掌事務に①障害者基本計画の実施状況の監視、②必要に応じた関係大臣等への勧告等を追加

地方における合議制の機関（地方障害者施策推進協議会を改組）

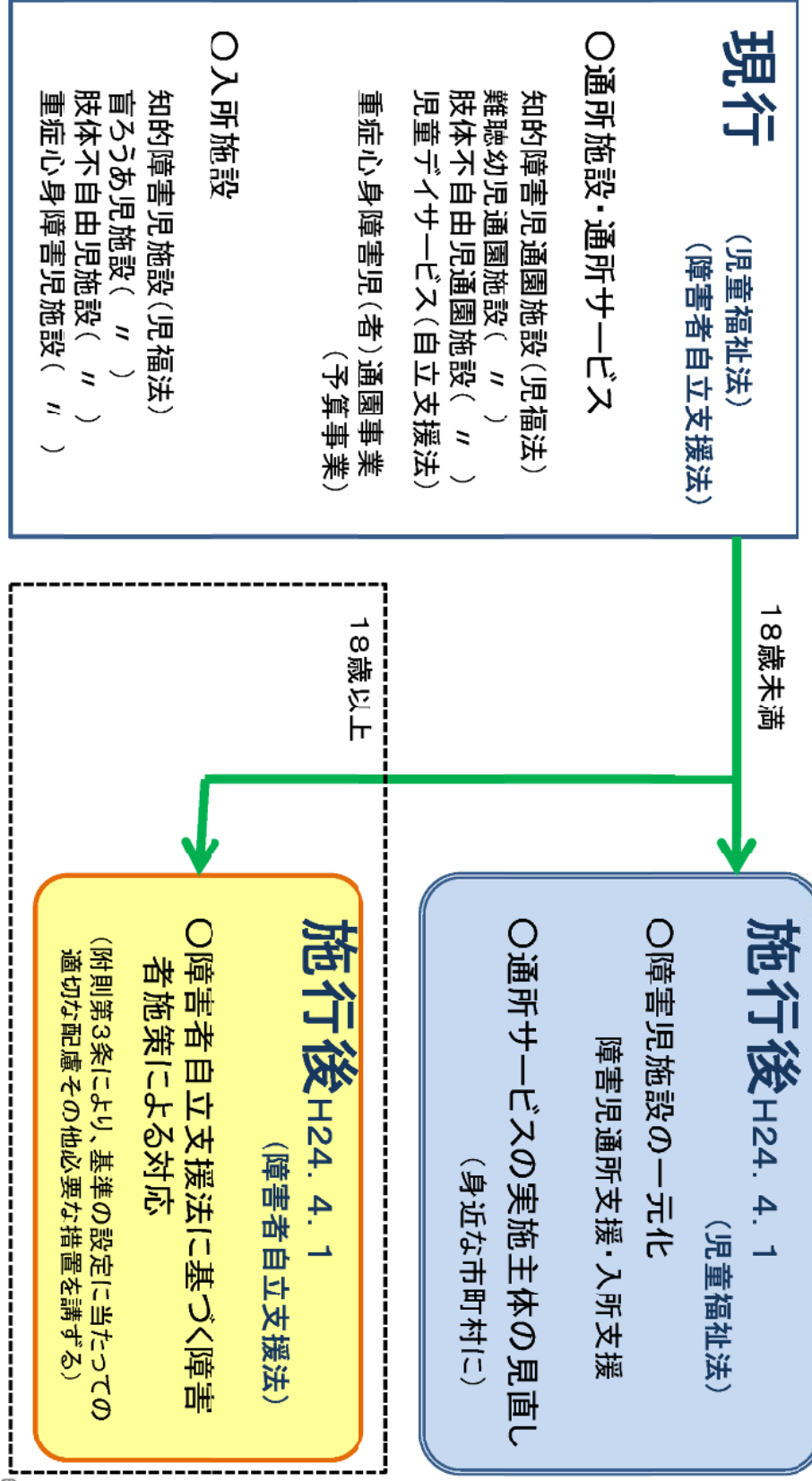
所掌事務に地方における障害者施策の実施状況の監視を追加

検 討

- 施行後3年を経過した場合において、改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、必要な措置を実施
- 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、障害者に対する支援体制の在り方（地域における保健・医療・福祉の相互の有機的連携の確保等）について検討を加え、必要な措置を実施

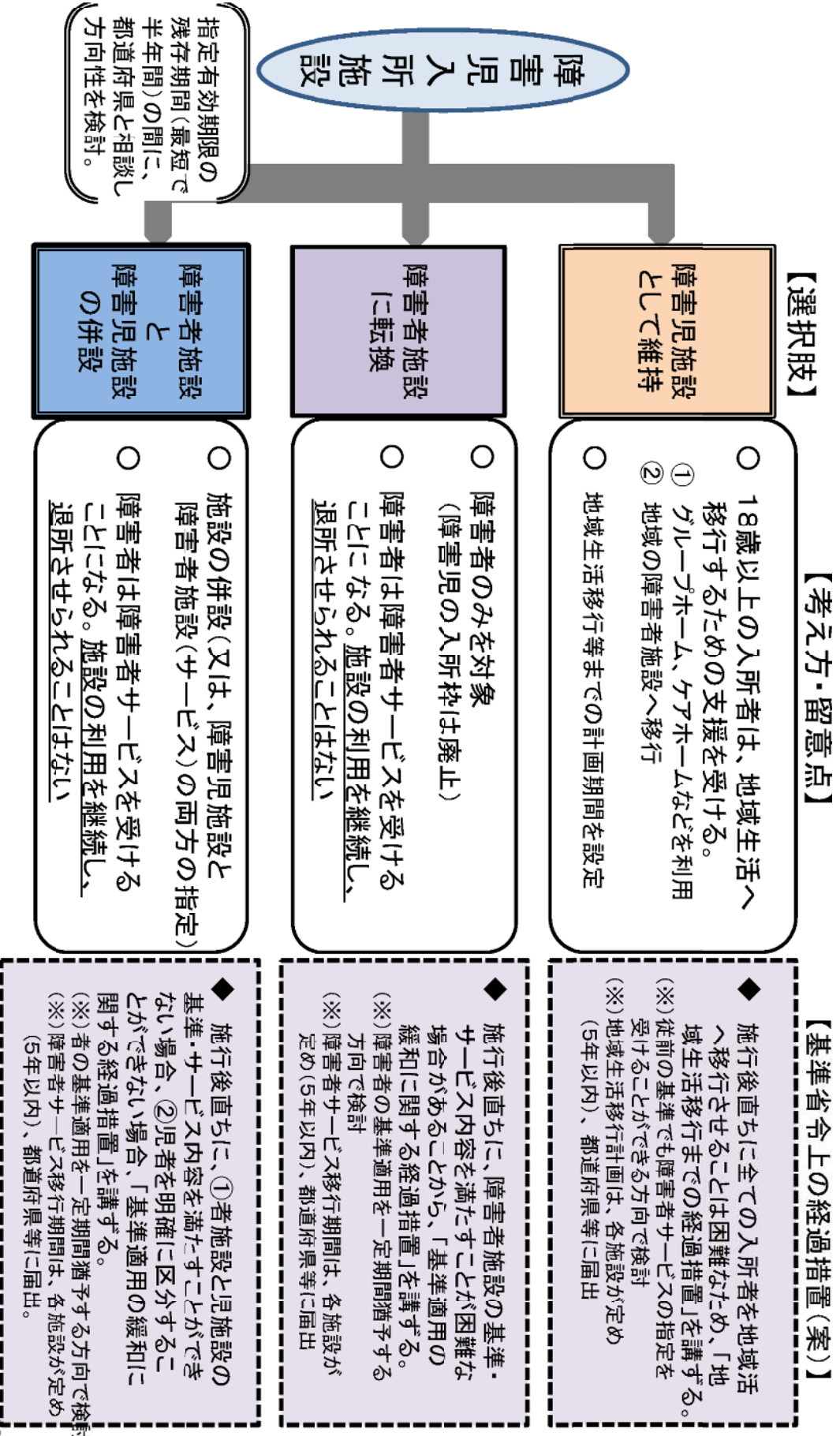
改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

○ 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービスのみ。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一歩化。
また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、次の中から施設の方向性を選択することが必要。また、その準備等を考慮し、移行までの経過措置を基準省令上に定める方向で検討。



“こどものホスピスプロジェクト” 第1回セミナー 参加報告

2011年8月21日（日）、クレオ大阪中央（大阪市天王寺区）で開催されました。会場では支援学校の先生や生活介護施設の職員といった顔見知りのかたがボランティアスタッフとして受け付けや案内をされおり、サポーターの拡がりを感じました。

緊急企画として3月の東日本大震災に関する講演がありました。宮城県拓桃医療療育センターの田中医師の被災地からの報告は、重症心身障害児・者に必要な物資の支援や災害時の医療機器の電源確保の備えなど、とても参考になりました。普段からの「つながり」の大切さを実感されたとの報告でした。

そしてパネルディスカッション、プロジェクト立ち上げからの活動報告と続けました。ホスピスアットホームチームによる在宅訪問はプレイワーカーや音楽療法士といった専門家が人工呼吸器使用のこどもの家を訪問している様子がビデオで紹介されました。「きょうだい児」に配慮された遊びは現行の福祉制度にはないもので、重症児をもつ母親にとって本当にうれしいサポートであると感じました。またこどもたちが集まる「わくわくタイム」のイベントも開催されています。

遺族訪問活動チームではこどもさんを亡くされたお母さんたちが研修を重ね、ご遺族のサポート態勢を整えておられました。

これらの活動は無償で提供されています。事務局の維持・人件費、人材育成など寄付や助成金で運営されています。そして活動拠点、こどもとその家族の第二の我が家となるこどものホスピスの建物が必要です。日本財団やUSJなどの支援も集まっているようですが、やはり多くの賛同者による支えが必要です。

興味を持たれたかたは、こどものホスピスプロジェクトのホームページにアクセスしてみてください。多くのかたが病氣や障害とともに生きていくこどもとその家族のサポーターになっていただけると嬉しいです。（長谷川）



「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会
(全国重症心身障害児(者)を守る会の大阪支部)への入会についてご案内いたします。

【個人会員】 ◎年会費 8,400円

本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む
◎年会費 3,600円

本会発行「支える」購読料含む

【法人・団体会員】 ◎年会費 10,000円(1口)

本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む
【協力会員】 ◎年会費 3,000円(1口)(運営資金の協力会員)

本会発行「支える」購読料含む

☆申込み・問い合わせは事務局までお願いします

「第1回ラーの会横浜大会」に参加して

平成23年8月27日(土)に横浜で開催された第1回ラーの会は、100名を超える参加がありました。

訪問の家「ケアホームふぉーぴーす」で自立生活をしている飯田房江さんの開会宣言があり、午前中は、米子市、尼崎市、室蘭市、大阪市からそれぞれの実践報告が発表されました。

午後からは、全国各地から来場されていた方々が取り組みについて短く発言して下さいました。静岡の「でらーと」、米子の「びのきお」、京都の「てくてく」、川崎の谷さんや大阪の「夢飛行」ほか、興味深い発言内容でした。

続いて、「朋」の日浦さん、「愛光園」の廣瀬さん、「仙台つどいの家」の下群山さん、「青葉園」の清水さんからの重症心身障害に関する熱いメッセージトークで盛り上がりました。

最後に、これからのネットワークに向けた大会宣言が読み上げられ、熱気溢れる第1回ラーの会が終了しました。

呼び掛け人である「朋」の方々、「青葉園」の清水さんと、「しえあーど」の国本さんが会場のまとめ役を担っておられました。

清水さんから、

＊現在行われている障がい者制度改革推進会議総合福祉部会では、(今まで遅れがちな)重症心身障害の問題への関心が高くなった。今まで保護の対象として別扱いされてきた重症心身障害のことに中心にすえて、どうすればよいかを各委員が議論している。

＊本人が社会活動を展開することを主張してきたし、重症心身障害のことが重視されてきた今、行動を起こさないと機運を逃す。

＊制度改革の話し合いをしている今こそ、重症心身障害の問題を解決しなければいけないと思う。8月9日に出された障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案を元に、8月30日に最終提言される。

＊「障がい者権利条約に批准出来ない理由は何故か？」を考えるべきだ。

という内容の熱い発言でした。

ラーの会では

◎ 重症心身障害と呼ばれる人たちの一人一人が持つ生きる力・命いっぱいを感じる。

◎ 人として生きている事実を社会の中で大事にする。

◎ もの言わない人たちの存在価値、「一人一人が素敵なんだ」と社会に伝えて、多くの人を巻き込んでいく。

◎ 介護側からではなく、本人の主体性を重視する。

そういう考えや実践をしている全国の人たちが、ネットワークを作るという方向でした。

また、日浦さんからは、

★なにより、我々をつき動かしている人たちについて語り、伝えねばならない。

★隅に追いやるのではなく、ど真ん中であって、生きる時間を皆で作りたい。

そういう思いを伝えていくということが、我々の使命です。

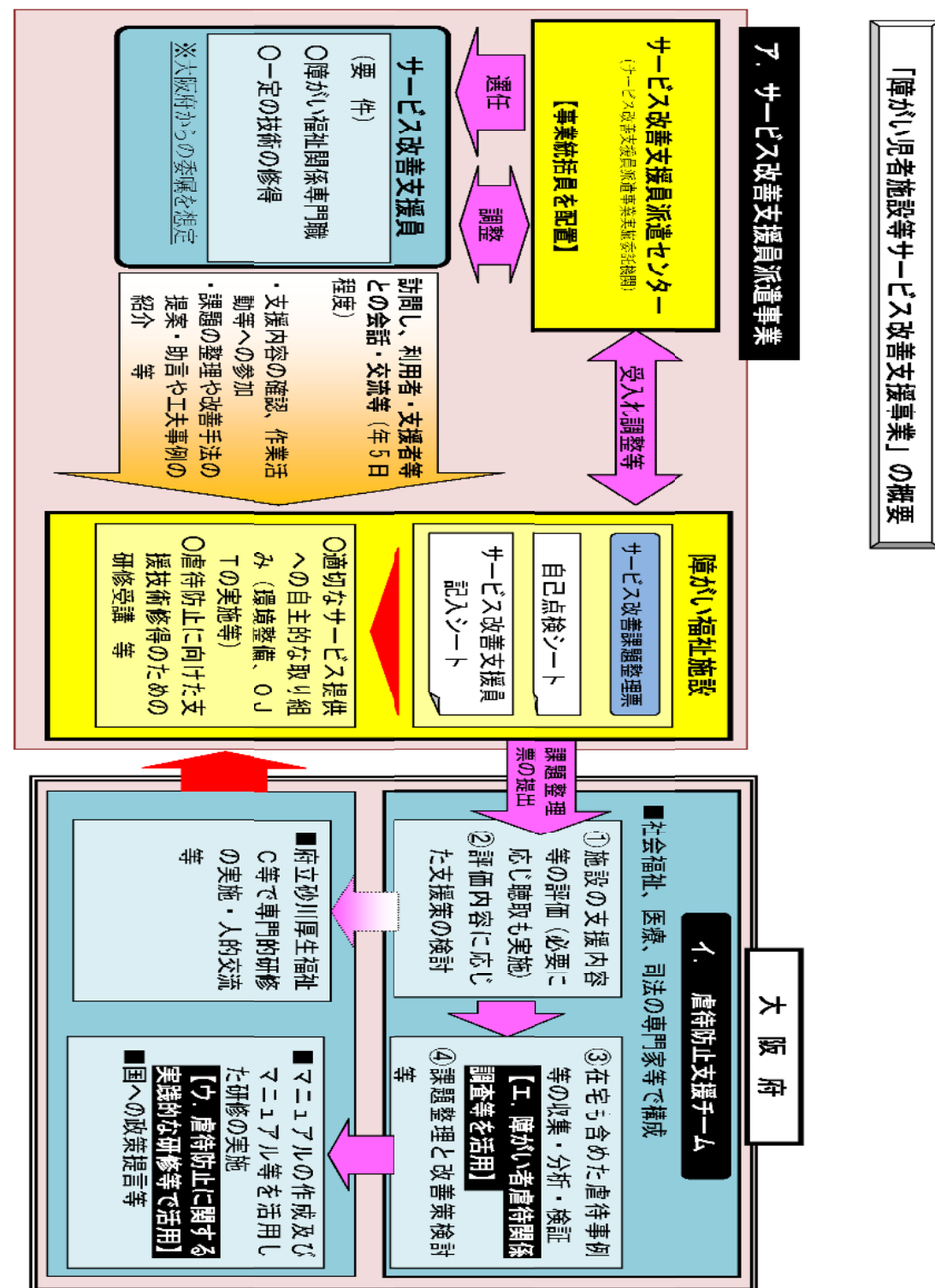
★本人の力、本当の価値を知った以上、逃げちゃいけない。

とのメッセージがありました。

最後に、インターネットで「重症心身障害ラーの会」と検索をかけて頂くと、「ラーの会」の情報がアップされます。この機会に重症心身障害の施策に繋がられるよう皆様に関心を寄せられることを願っています。

※「ラーの会」へ入会される方については、(会費は無料ですが)メーリングリストに掲載されます。

～ インフォメーション ～



～ インフォメーション ～

～ 「障がい児者施設等サービス改善支援事業」 ～

今年度から3か年の予定で「障がい児者施設等サービス改善支援事業」を行います。この事業は、知事重点事業のひとつに位置付けられており、図のアからエの4つの個別事業で構成されています。利用者の尊厳の保持を第一に考えながら、施設や職員にも意義が実感されるような事業にしていきたいと考えています。

○サービス改善支援員派遣事業（ア）

この事業は、外部との交流・関係が希薄になりがちな障がい児者の入所施設に、第三者としてサービス改善支援員を派遣して、虐待防止のみならず施設のサービス改善の取組を支援しようというものです。

このような事業を、都道府県全域を事業範囲として行うのは、全国初の試みとなります。対象となる施設は、大阪府が指導権限をもつ障がい児者の入所施設で、今年4月1日現在で115か所あります。重症心身障がい児施設は3施設が対象となっています。

この事業は事業委託の形でいきます。委託先は企画提案公募により選定した、社団法人大阪社会福祉士会で、図にある「サービス改善支援員派遣センター」を運営します。

「サービス改善支援員」は、障がい福祉関係の専門職、一定の技術を修得されている方を「サービス改善支援員派遣センター」が選任し、府が委嘱します。

この支援員が、施設規模に応じて2名以上が担当となって、1施設当たり5日を標準に訪問し活動します。この支援員の活動は、監査のような「告発・指導型」ではなく、自主改善支援型で行い、利用者、職員の方々との対話・交流を通じて、それぞれの入所施設での課題について、一緒に悩み考える中で、施設の自らの気づき、改善に向けての取組のお手伝いをしようというものです。

訪問した結果については、「サービス改善課題整理票」で、虐待防止支援チームに報告します。

○虐待防止支援チームの設置・運営（イ）

支援チームは、学識経験者、医療関係者、司法関係者、社会福祉関係者総勢11人で構成し、今年5月に設置いたしました。

支援チームが、提出された「サービス改善課題整理票」に基づいて各入所施設の支援の状況や課題を整理し、当該入所施設への支援策の検討を行います。支援策の例としては、府立砂川厚生福祉センターでの研修、同センターからの職員の派遣があります。

支援チームについては、このサービス改善支援員派遣事業のほかに、地域で生活する障がい者に対する虐待などの実態の把握を目的とする**障がい者虐待関係調査事業（エ）**も活用して、虐待事例の収集・分析・検討、課題の整理をし、虐待防止マニュアルの作成や検証結果を根拠に国への政策提言につなげていくことも考えています。

○実践的な研修の実施（ウ）

国で実施される「障害者虐待防止・権利擁護」の研修の内容を、施設（通所も含む）管理者、従事者、相談窓口職員を対象に伝達する研修です。研修は講義だけではなく、事例を使った演習も行います。この研修にも虐待防止支援チームでの検討の成果を内容に盛り込みたいと考えています。

以上が事業の全体像です。皆さんの期待に添える事業にしていまいりたいと存じますので、ご協力、ご支援よろしくお願いいたします。（大阪府福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課）

「支える会」事務局

〒545-0021
大阪市阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニティーセンター2階
大阪府重症心身障害児・者を支える会
会長 鈴木 祥子
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556
＜郵便振替＞ 00930-9-69598

支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>
メールアドレス osaka@sasaeru.or.jp

◎様々な御意見・御質問や情報をメール
や掲示板にお寄せ下さい。

全国・各地へリンクあり！



～お知らせ～

『医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の 地域生活支援方策に係る調査研究事業報告書』 【概要版】

「大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会」「重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方策調査検討会」より概要版が発刊されました。多くの皆様に目を通していただくことを願っております。

※お問い合わせ先：大阪府重症心身障害児・者を支える会・事務局

第32回

びわこ学園実践研究発表会

テーマ 岐路に立つ重症児者支援

2011年12月3日(土) 9:45～16:30

滋賀県立長寿社会福祉センター

内 容

●シンポジウム（午前）

「制度移行に向けた動向と今後の重症児施設の在り方」

シンポジスト

児玉和夫 先生 （三篠会 堺市立重症心身障害者(児)支援センター 準備室）

横地健治 先生 （聖隷おおぞら療育センター）

●分科会（午後）

第1分科会 「医療支援」重症児施設の持つ医療支援機能について

第2分科会 「重度重症化する利用者への支援」(入所施設機能)

第3分科会 「重症児者への地域支援」

問い合わせ先 〒520-2321

滋賀県野洲市北桜978-2 びわこ学園企画研究部(担当：田村)

TEL：077-587-1144 FAX：077-587-4211

MAIL: k_tamura@biwakogakuen.or.jp

会費納入のお願い

既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを賜りますようお願い申し上げます。

<問い合わせ>

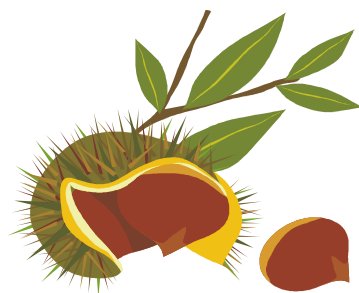
TEL 06-6624-2555

FAX 06-6624-2556

<郵便振替>

00930-9-69598

大阪府重症心身障害児・者を支える会



～インフォメーション～

【大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課】

医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業の概要

【目 的】

医療的ケアが必要な障がい児等の地域生活の維持・継続並びに介護家族のレスパイト支援を行なうことにより、障がい児並びに家族が安心して地域生活を送れる環境の整備を図る。

【実施主体】

市町村・府及び拠点施設の三者で共同実施（拠点施設に単年度事業補助）

【事業内容】

■ 拠点施設の指定

- 重症心身障がい児施設等を拠点施設として1福祉圏域毎に1か所指定
- 指定された拠点施設において、包括支援員（看護師等）を配置

■ 拠点施設の実施事業

- 拠点施設の近隣の医療的ケアが必要な障がい児等のいる家庭を対象に、訪問看護、ホームヘルプサービスなどの医療・福祉サービスを一体的に提供
- 介護家族等からの相談に応じて、重症心身障がい児通園事業や生活介護等福祉サービスの利用の調整、在宅での看護、介護に関する助言等を実施
- 拠点施設から遠隔地の医療的ケアが必要な障がい児等のいる家庭についても、訪問看護やホームヘルプサービスが一体的に提供できるよう、市町村が推薦した事業所のスタッフを対象に医療的ケアが必要な障がい児等の看護、介護の知識、技術習得のための研修を実施
- 医療的ケアが必要な障がい児等の短期入所事業所の拡大を図るため、圏域内にある既存の短期入所事業所の状況を把握するとともに、医療的ケアを提供するために必要な設備等の改善策の助言や提案、スタッフの研修を実施
- 介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護家族が経験者の体験を聞く場や交流できる場を設置

【拠点施設】

圏域	圏域市町村名	拠点施設（病院）名	指定年度
豊能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町	社会福祉法人 豊中愛和会 ローズコミュニティー・緑地	H23
三島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院	H23
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市	社会福祉法人枚方療育園 重症心身障がい児施設 枚方療育園	H22
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市	東大阪市療育センター	H23
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 重症心身障がい児施設 四天王寺和らぎ苑	H22
泉州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	社会福祉法人 弥栄福祉会 くまとり弥栄園	H23